

# 令和6年度 玉野市 創業アシスト奨励金

事業目的：市内における商店等の新規創業者を支援することで、魅力ある新規商店等の創出による地域商業の活性化の促進を図る

## 〈対象者〉以下の条件を全て満たす市内での新規創業者

- 図1の対象業種である
- 個人の場合…事業主が市内に住所を有する
- 法人の場合…本店を市内に設置する
- 適正な収益を上げる事業計画がある  
(商工会議所等による確認を受けたもの)
- 対象業種を営むために必要な許認可等を受けている
- 玉野商工会議所または岡山南商工会の会員である
- 創業塾の全ての回に出席する
- 創業から5年間、事業の継続が見込まれる
- 市税を滞納していない
- 暴力団員等でない

## 〈対象外となる場合〉以下の条件に1つでも該当する方

- 過去に市内で事業を行ったことがある
- 他者の事業を承継するもの
- 事業所で宗教活動・政治活動を行う
- その他、市長が適当でないと認めるもの
- 過去に本奨励金の交付を受けたことがある
- 連鎖化事業を営む
- 移動販売など事業所が常設でないもの

## 〈図1〉対象業種〈日本標準産業分類に基づく業種〉

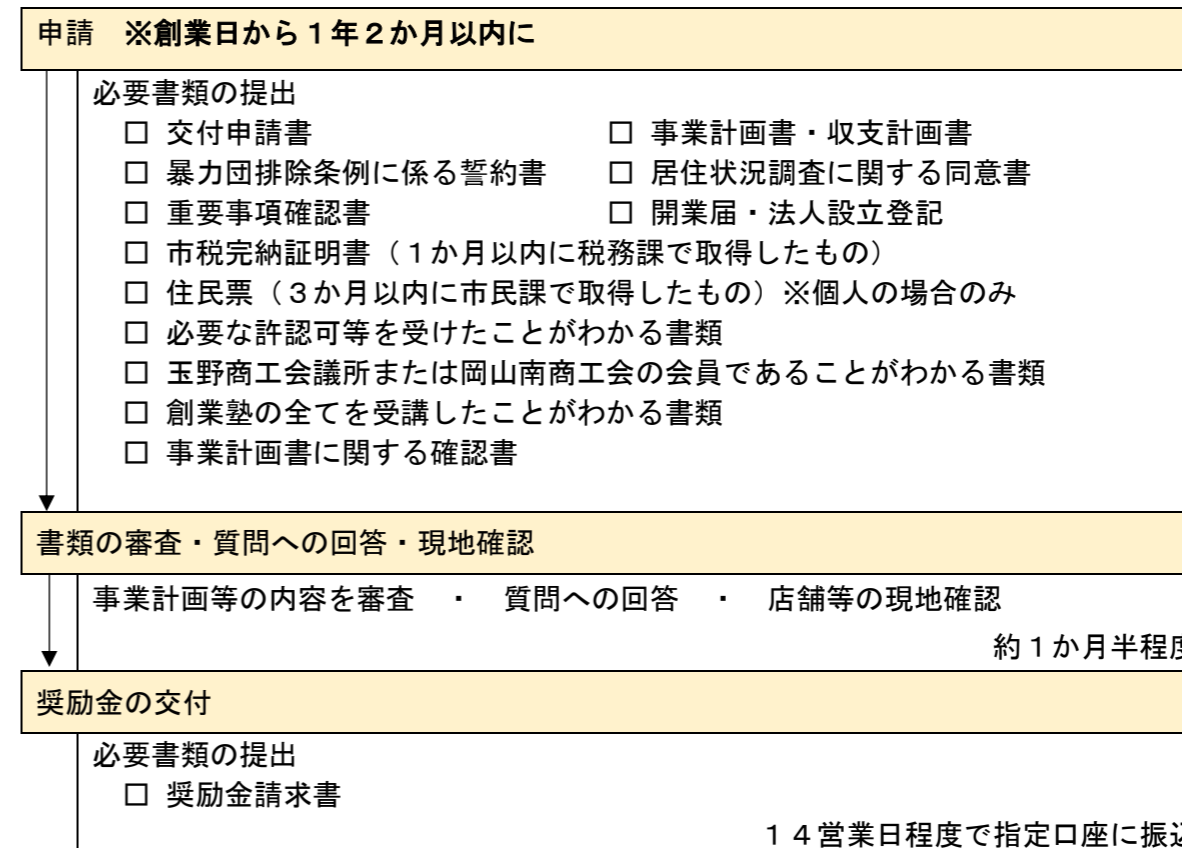
G 情報通信業	39 情報サービス業 ※コワーキングスペース、シェアオフィス等を整備・運営するもの
	56 各種商品小売業
I 卸売業・小売業	57 織物・衣服・身の回り品小売業
	58 飲食料品小売業
	59 機械器具小売業
	60 その他の小売業
M 宿泊業 飲食サービス	75 宿泊業
	76 飲食店 ※バー、ナイトクラブ除く
	771 持ち帰り飲食サービス業 ※車両など不特定な場所での事業は除く

〈交付額〉 【基本額】 **10万円** + 【加算額（指定地域で創業の場合）】 **5万円**

※指定地域：サイクリングルート沿線  
(ハレいろ・OKAYAMA)



## 〈申請から交付までの流れ〉



## 玉野市役所 商工観光課

TEL: 0863-33-5005

FAX: 0863-33-5001

mail: syoukoukankou@city.tamano.lg.jp

## 〈留意事項〉

- 申請受付：令和6年4月1日から随時受付 ※予算額に達した時点で締切
- 受付締切：令和7年2月28日（金）まで
- 経営状況報告：奨励金交付後、5年間は毎年、経営状況報告をしていただきます。
- 奨励金返還：奨励金交付後、各種要件を満たさなくなった場合、返還を求められます。